

鈴鹿工業高等専門学校

「学力検査による入学者の選抜(追試験)」に関する連絡事項

1. 検査当日は、午前8時30分から9時10分までに検査室に入室してください。

検査室は事務・教養棟（1号館）です。受験生の出入りは正面玄関からです。
なお、受験生は建物入口で「受験票」を提示してください。

2. 近鉄白子駅から本校までの交通機関

三重交通バス（片道200円） 白子駅→（バス約10分）→東旭が丘3丁目→（徒歩約7分）→鈴鹿高専
路線バスの時刻表については、三重交通株式会社ホームページでご確認ください。

3. 当日の連絡事項について

- (1) 検査室で使用してよいもの等は、受験に当たっての注意事項をよくお読みください。
- (2) 付添者の控室はありません。
- (3) 昼食は各自持参し、検査室の自席で食事をとってください。
- (4) マークシートの塗りつぶし方法については、国立高等専門学校機構ホームページ
(<https://www.kosen-k.go.jp/exam/admissions/marksheet.html>) でご案内していますのでご確認ください。

4. その他の留意事項

- (1) 体調がすぐれない受験者は、その旨を鈴鹿高専学生課入試係（059-368-1739）または受付の職員に申し出てください。
- (2) 検査室には時計はありません。
- (3) 上履きは必要ありません。
- (4) 当日は降雪などの天候に留意し、なるべく公共交通機関を利用して、時間に遅れないよう十分に注意してください。
- (5) 検査の全日程が終了するまで検査会場から外出しないようにしてください。

(裏面に続く)

案内図



【問い合わせ先】 鈴鹿工業高等専門学校 学生課入試係 (059-368-1739)
試験当日の緊急の場合の連絡先 (090-7698-5221)

受験に当たっての注意事項

(1) 所持品の取扱い

① 受験票のほか検査時間中、机の上に置けるものは、次のとおりです。

ア 黒鉛筆(HBに限る。和歌・格言等が印刷されているものは不可。)、鉛筆キャップ

イ プラスチック製の消しゴム

ウ 鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)

エ 時計(辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音がするもの・キッチンタイマーや学習タイマー・大型のものは不可。)

オ 眼鏡、目薬

② 検査時間中に、次のものは使用してはいけません。

ア 定規(定規の機能を備えた鉛筆等を含む。)、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具

イ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末(スマートウォッチやスマートグラス等。)、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレイヤー等の電子機器類

③ 検査開始前に検査監督者に申し出て許可を得てから使用できるものは、次のものです。

座布団、膝掛け、ハンカチ、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの。)

(2) 不正行為に該当する行為

① 次のことをすると不正行為となります。

ア 受験票・写真票、解答用紙へ故意に虚偽の記入(受験票・写真票に本人以外の写真を使用することや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど。)をすること。

イ カンニング(試験の教科に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。)をすること。

ウ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。

エ 配付された問題冊子を、その検査時間が終了する前に検査室から持ち出すこと。

オ 解答用紙を検査室から持ち出すこと。

カ 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。

キ 検査時間中に、(1)②に挙げる補助具や電子機器類を使用すること。

※イヤホンについては、耳に装着していれば、使用しているものとみなす。ただし、事前に受験上の配慮として許可している者は除く。

ク 「解答やめ。筆記用具を置いてください。」の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けること。

② 上記①以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。

ア 検査時間中に、(1)②に挙げる補助具や電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をカバン等にしまわず、身に付けていたり手に持っていたりすること。

イ 検査時間中に、携帯電話や時計等の音(着信・アラーム・振動音など。)を長時間鳴らすなど、検査の進行に影響を与えること。

ウ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申し出をすること。

エ 検査場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

オ 検査場において検査監督者等の指示に従わないこと。

カ その他、検査の公平性を損なうおそれのある行為をすること。